

山梨県公報

第五百五十七号

令和七年

四月二十四日

木曜日

目次

告示

○山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例に基づく区域等の指定の一部改正……………一九五

○道路の供用開始……………一九五

○指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出……………一九六

公告

○随意契約の相手方の決定について……………一九六

○落札者の決定について……………一九六

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し……………一九六

○公募型プロポーザルについて……………一九七

教育委員会

○随意契約の相手方の決定について……………一九九

人事委員会

○山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二〇〇

公安委員会

○一般競争入札について(三件)……………二〇一

○山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示……………二〇六

その他

○あっせん員候補者の告示……………二〇六

告示

山梨県告示第百二十六号

山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例に基づく区域等の指定(令和六年山梨県告示第百三十二号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年四月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

二及び三を次のように改める。

二 富士山吉田口県有登下山道の利用日

富士山吉田口県有登下山道の利用日は、次のとおりとする。ただし、吉田口下山道については、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十六条の規定により県道富士上吉田線の富士山頂から泉ヶ滝までの全区間の通行が禁止されている日を除くものとする。

施設の種類	利用日
吉田口五合目泉ヶ滝登山道	毎年五月一日から十月三十一日まで
吉田口下山道	毎年七月一日から九月十日まで

三 富士山吉田口県有登下山道の利用を制限する日

条例第十一一条第一項の知事が指定する日は、毎年七月一日から九月十日までの毎日とする。

五を次のように改める。

五 富士山吉田口県有登下山道の利用の許可を要しない日

条例附則第六項の知事が指定する日は、毎年五月一日から六月三十日まで及び九月十一日から十月三十一日までの毎日とする。

山梨県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状道路建設事務所において、この告示の日から令和七年五月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府笛吹線	笛吹市石和町小石和字神明一二 四番一地先から 笛吹市石和町小石和字神明一二	一一四・七	令和七年四月二十四日

九番二地先まで

山梨県告示第百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり公示する。

令和七年四月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称 一般財団法人日本建築センター
- 二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
- （一）変更前 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地及び大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号
- （二）変更後 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地及び大阪府大阪市中央区本町一丁目四番八号
- 三 変更の年月日 令和七年四月三十日

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年四月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る物品等
- （一）名称 山梨県本庁舎で使用する電気
- （二）数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- （一）名称 山梨県総務部資産高度利用推進課
- （二）所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年二月二十七日

四 随意契約の相手方

- （一）名称 バンブーパワートレーディング合同会社
- （二）住所 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三十三階
- 五 契約金額 一億二千百九十六万六千七百八十六円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当）。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年四月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る物品等

- （一）名称 山梨県北巨摩合同庁舎ほか七十四施設で使用する電気
- （二）数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- （一）名称 山梨県総務部資産高度利用推進課
- （二）所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和七年二月二十一日
- 四 落札者
- （一）名称 株式会社V-Power
- （二）住所 東京都港区港南二丁目十番九号
- 五 落札金額 四億八千七百四十万三千八百九十七円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和七年一月三十日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次の事業

者について指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和七年四月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和七年四月九日

二 処分をした事業者の名称等

事業者の名称	事業者の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号
株式会社弘生会	甲府市国母三丁目九番七号	ケアステーションすずらん	中巨摩郡昭和町西条二千百番地	訪問介護	一九七〇八〇一三〇二

三 処分の内容 令和五年三月一日付け山梨県指令中北福第八千五百四十六号で指定した訪問介護事業の指定を取り消す。

● 公募型プロポーザルについて

次のとおり公募型プロポーザルを行う。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年四月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 公募型プロポーザルに付する事項

1 調達をする役務の名称及び数量

(一) 名称 電子入札・公共事業総合管理システム再構築（現行システム調査・基本設計）業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 企画提案募集要領で定める内容等であること。

3 履行期間 契約締結日から令和八年六月三十日まで

4 履行場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県県土整備部県土整備総務課

三 公募型プロポーザルの参加資格 次のいずれにも該当しない者であること（共同事

業体の場合は代表事業者がいずれにも該当しない者であること）とする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和七年山梨県告示第四十三号）の一に定める競争入札に参加することができない者

四 企画提案募集要領等の交付手続等

1 交付場所 郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総務課契約担当（電話〇五五一二三一一六七三）

2 企画提案募集要領等の交付方法 企画提案募集要領等の交付を希望する者は、事前に1の交付場所へ電話連絡のうえ来庁すること。

(一) 交付期間 この公告の日から令和七年五月十三日（火）までの日（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前九時から午後五時まで

(二) 交付方法 1に掲げる場所において直接交付する。なお、交付場所での交付を受けることが困難な場合は、電子メールでの交付を行うため別途申し出ること。

3 企画提案募集要領の取り扱い 企画提案募集要領等は本企画提案のみに使用し、その他の事項には使用しないこと。なお、企画提案募集要領等の返却は不要とする。

五 企画提案に係る質問

1 質問方法 質問票（様式四）により、電子メールまたはファクシミリで企画提案募集要領に定める宛先に送付する。件名は「【質問】電子入札・公共事業総合管理システム再構築プロポ（事業者名）」とし、電話や口頭での質問には応じない。

2 受付期限 令和七年五月二日午後五時まで

3 回答方法 質問への回答は、参加申込者全員に対し随時又は一括して電子メール等により通知する。回答期限は令和七年五月十三日を予定するが、必要に応じて変

動する場合がある。

六 公募型プロポーザルの参加資格確認の申請

1 申請期限 令和七年五月十三日午後五時まで

2 提出方法等

(一) 四一に掲げる場所に持参又は郵送（メール便含む）により提出すること。

(二) 期限を厳守すること。不備や遅延があった場合には受理しない場合がある。

3 審査結果通知 提出された書類を審査し、令和七年五月十九日を予定に参加資格審査結果を通知する。

4 不参加の場合 参加申込後に企画提案を辞退する場合は、速やかに辞退届出書（様式五）を提出すること。

七 企画提案書の作成及び提出

1 企画提案書は、仕様書を熟知のうえ、企画提案書作成要領に基づき書面で作成すること。

2 企画提案書は、できる限り企画提案書審査基準の項目に沿って記載すること。工夫や利用者にとって有益であると考えられる独自提案がある場合は、わかりやすく記載すること。文書を補完するための図表を適宜用いる他専門用語を用いる場合には解説を加える等企画提案書を審査する者が正しく理解できるように配慮すること。

3 提出された企画提案書は、審査で使用するために複写することがあることから、複写した場合でも文字、図形、模様等が判読可能であること、判読しやすい文字の大きさであること等に留意して作成すること。

4 企画提案書は、令和七年五月二十六日（月）までの期間（県の休日を除く。）午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時（令和七年五月二十六日に関しては午後三時）までの間に、正本一部と副本七部を四一の場所に持参又は郵送で提出すること。郵送で提出する場合には、必ず事前に電話連絡すること。持参又は郵送いずれの場合も、期限を過ぎて提出された書類は受け付けない。

八 審査

1 一次審査（書面審査）

(一) 審査方法

ア 提出書類をもとに書面審査を行い、評価点が高い上位三者程度（応募数により増減の可能性がある）を二次審査（プレゼンテーション）対象者とする。
イ 参加資格を有することを確認された参加資格者が三者以内の場合は、一次審査を省略できるものとし、参加資格を有する全ての企画提案者を一次審査通過とする。

ウ 結果は、全ての応募者に対して令和七年六月二日を予定に通知する。
エ 書類に不備がある場合、事務局が補正を求める場合がある。

2 二次審査（プレゼンテーション）

(一) 対象 一次審査を通過した者

(二) 日時等 令和七年六月上旬 場所は未定（詳細は別途通知） やむを得ない事情がある場合はオンライン開催とすることがある。

(三) 審査方法

ア 各事業者当たり二十分程度（プレゼンテーション十分、質疑応答十分で入室を含む）を想定する。

イ 使用機材としてプロジェクタやスクリーンは県側で準備する予定であるが、独自機材の持ち込みも可とする。

ウ プレゼンテーションに欠席又は著しく遅刻した場合は失格とする場合がある。

(四) 結果通知

ア プレゼンテーション審査終了後、審査委員会による評価をまとめ、令和七年六月上旬以降に結果を通知する。

イ 最も評価が高い事業者を本業務の優先交渉権者として選定する。

九 契約手続

1 契約方式

(一) 二次審査の結果に関して最も評価の高い提案者を契約候補者（優先交渉権者）とし、随意契約により契約を締結する。

(二) 協議が整わない場合は次点の提案者と交渉を行うことがある。

2 契約保証金 契約を締結しようとする者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約保証金として納めなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第九十九条の二各号の規定に該当する場合は、これを免除する。

3 その他

(一) 仕様書は、企画提案内容を踏まえ修正することがある。

(二) 著作権や再委託の範囲などは契約書の定めによる。

(三) 山梨県政府調達苦情検討委員会で苦情処理の手続が開始された場合、契約手続の中断、停止等を行う場合がある。

十 企画提案の無効、辞退及び費用負担

1 無効

(一) 提案資格を満たさない者が提案した場合
(二) 提出期限や書式要件を大きく逸脱している場合

(三) 提案内容に虚偽や不正が認められた場合 (四) 談合など公正な競争を阻害する行為があった場合 (五) その他審査委員会が著しく不適当と認める場合 2 辞退 (一) 二次審査（プレゼンテーション）を無断で欠席する場合又は企画提案書の提出後に撤回する場合は、原則選定対象外とする。 (二) やむを得ない事情により辞退をする場合は、辞退届出書（様式五）を提出すること。 3 費用負担 企画提案に要する一切の費用は応募者の負担とし、県はこれを補償しない。 十一 その他 1 提出書類の取り扱い (一) 提出書類は返却しない。 (二) 企画提案内容に含まれるノウハウ等は十分に秘密を保持するが、山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）等に基づき開示請求があった場合には法令の規定により開示する場合があること。 2 秘密保持 (一) 本企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。 (二) 業務により取得した個人情報については、契約終了後も含めて適切に管理すること。 3 担当者の変更 企画提案書に記載された予定担当者を受託後に変更する場合は、事前に県へ届け出るものとし、同等以上の技術を有することを証明する書類を添付すること。 4 不測の事態 災害や緊急の事態等により、公募や審査の日程を延期または中止する場合がある。この場合の取り扱いが県が判断し応募者に通知する。 5 企画提案募集要領に定めのない事項 企画提案募集要領に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と応募者が協議のうえ誠意をもって対応する。 十二 苦情の申し立て 調達に当たり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第一条に規定する二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから起算し	て十日以内に山梨県政府調達苦情検討委員会に、書面により苦情を申し立てることができ。 十三 問合せ先 山梨県県土整備部県土整備総務課契約担当 電話番号〇五五―二二三―一六七三 ※ Summary 1 Nature and amount of proposals: Survey and Basic Design Services for the Reconstruction of the Electronic Bidding and Public Works Management System (excluding detailed design and system implementation) 1 set 2 Deadline for submission of proposals: 3:00PM May 26, 2025 3 Bureau in charge: Administrative Division for Prefectural Land Development, Prefectural Land Development Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1673 教育委員会 ● 随意契約の相手方の決定について 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。 令和七年四月二十四日 山梨県教育委員会 教育長 荻 野 智 夫 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量 (一) 名称 山梨県立北杜高等学校ほか三十八施設で使用する電気 (二) 数量 一式 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地 (一) 名称 山梨県教育庁学校施設課 (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年三月四日 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所 (一) 名称 株式会社V-Power
--	--

- (二) 住所 東京都港区港南二丁目十番九号
- 五 契約金額 三億五千三百九万二千八百二十三円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 競争入札に再度の入札に付し落札者がなかったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号該当）。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十八号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月二十四日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一「医療職給料表（二）の項中「栄養士」の下に「及び管理栄養士」を加える。
別表第三第三号の表備考以外の部分を次のように改める。

職種	学歴 免許等				職務 の級
	短大卒	大学卒	大学六卒		一級
					二級
	一・五	四	四	二	三級
	五	七	三	五	四級
	三	十一	四	九	五級
	四	十五	四	十三	六級

栄養士 管理栄養士				臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士				歯科衛生士			
短大卒		大学卒		短大三卒		大学卒		短大三卒		短大三卒	
○		○		○		○		○		○	
一・五	一・五	○		一	一	○		一	一	一・五	一・五
七	五	四	四	六	五	四	四	六	五	七	五
十	三	七	三	九	三	七	三	九	三	十	三
十四	四	十一	四	十三	四	十一	四	十三	四	十四	四
十八	四	十五	四	十七	四	十五	四	十七	四		

その他					
短大卒		高校卒		中学卒	
	○		○		四
一・五	一・五	四	四	四	八
五	七	五	九	五	十三
三	十	三	十二	三	十六
四	十四	四	十六	四	二十

別表第三第三号の表備考中「栄養士」の下に「、管理栄養士」を加える。

別表第四の一の項第六号2中「国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校（旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校）を「国立健康危機管理研究機構国立看護大学校（旧国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校、旧独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校」に改め、同表二の項第一号中6を削り、7を6とし、8から23までを7から22までとし、同項第二号中29を削り、30を29とし、31から36までを30から35までとする。

別表第七第三号の表備考以外の部分を次のように改める。

職種		薬剤師		栄養士 管理栄養士		臨床検査技師 理学療法士	
学歴免許等		大学六卒	大学卒	大学卒	短大卒	大学卒	大学卒
初任給		二級十七号給	二級五号給	二級五号給	一級十五号給	二級五号給	二級五号給

名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五百十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和七年山梨県告示第四十三号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五―二二一―〇一一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和七年五月十二日(月)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日(五月十二日)の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和七年七月七日(月)午前九時三十分 山梨県警察本部(防災新館)二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和七年七月四日(金)午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当(郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和七年六月三十日(月)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日(六月三十日)に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することが

ある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課 電話〇五五―二二一―〇一一〇

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Yamanashi Prefectural

Police Information System, 1 Set

2 Date and time for tender: 9:30AM July 7, 2025

3 Bureau in charge: Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年四月二十四日

山梨県警察本部長 仲 村 健 二

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量 K A Iシステム用サーバー一式

2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和八年一月一日から令和十二年十二月三十一日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部情報管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和七年山梨県告示第四十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇―八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五―二二一―〇一一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和七年五月十二日（月）までの山梨県の休日（これを定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（五月十二日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和七年七月七日（月）午後九時四十五分 山梨県警察本部（防災新館）二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和七年七月四日（金）午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当（郵便番

号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和七年六月三十日（月）までの間（県の休日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることとの確認を受けなければならない。ただし、最終日（六月三十日）に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課 電話〇五五―二二一―〇一一〇

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Yamanashi Prefectural Police Information System Server. 1 Set

2 Date and time for tender: 9:45AM July 7, 2025

3 Bureau in charge: Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8586 Japan TEL. 055-221-0110

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年四月二十四日

山梨県警察本部長 仲 村 健 二

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量 山梨県警察組織犯罪情報管理システム 一式

2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和八年三月一日から令和十三年二月二十八日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部刑事部犯罪対策課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号

のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和七年山梨県告示第四十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部刑事部組織犯罪対策課情報指導・指定・解明担当 電話〇五五―二二一―〇一一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和七年五月十二日（月）までの山梨県の休日（以下「県の日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（五月十二日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和七年七月七日（月）午後一時三十分 山梨県警察本部（防災新館）二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和七年七月四日（金）午後四時までに山梨県警察本部刑事部組織犯罪対策課情報指導・指定・解明担当（郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の

十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和七年六月三十日（月）までの間（県の休日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることとの確認を受けなければならない。ただし、最終日（六月三十日）に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責

- めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県警察本部刑事部組織犯罪対策課 電話〇五五―二二―〇一
一〇

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Computer Systems for Yamashi Prefectural Police Information Network, 1 Set
- 2 Date and time for tender: 1:30PM July 7, 2025
- 3 Bureau in charge: Information Instruction Section, Organized Crime Control Division, Criminal Investigation Department, Yamashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110

山梨県警察本部長告示第十四号

山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月二十四日

山梨県警察本部

本部長 仲村 健二

山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

山梨県警察防犯カメラ設置促進事業補助金交付要綱（令和四年山梨県警察本部長告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「山梨県内の市、町又は村（以下「市町村」という。）及び」を「山梨県内において」に改める。

第四条中「市町村及び」を削り、同条第三号中「自治組織等の場合は、」を削り、「市町村」を「当該設置場所に係る市町村長」に改める。

第一号様式、第二号様式、第三号様式、第四号様式、第七号様式、第九号様式及び第十号様式中「市町村（自治組織等）」を「自治組織等」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

令和七年四月二十四日

山梨県労働委員会
会長 堀内 寿人

氏名	経歴	委嘱年月日
堀内寿人	弁護士 第四十三・四十四期山梨県労働委員会会長代理 第四十五期山梨県労働委員会会長	令和元年七月一日
甲光俊一	弁護士 第四十五期山梨県労働委員会会長代理	令和五年七月六日
赤池幸江	特定社会保険労務士 第四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会公益委員	平成二十九年七月三日
窪田哲也	公認会計士 第四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会公益委員	令和元年七月一日
齋藤雅代	山梨学院大学教授 第四十一・四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会公益委員	平成二十七年七月二日
窪田清	連合山梨会長 第三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
大石正哉	NTT労働組合東京総支部山梨県域分会支部長 第四十五期山梨県労働委員会労働者委員	令和五年七月六日

大森竜	電機連合山梨地方協議会特別役員 第四十五期山梨県労働委員会労働者委員	令和五年七月六日
杉原孝一	T D K労働組合甲府支部支部長 第四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会労働者委員	令和元年七月一日
宮下竜三	連合山梨事務局長 第四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会労働者委員	令和元年七月一日
早川幸夫	山梨県経営者協会専務理事 第四十五期山梨県労働委員会使用者委員	令和五年七月六日
網倉義久	網倉義久司法書士事務所代表 第四十五期山梨県労働委員会使用者委員	令和五年七月六日
浦田勉	浦田勉税理士事務所代表 第四十四・四十五期山梨県労働委員会使用者委員	令和三年七月一日
栗山直樹	株式会社栗山商店取締役会長 第四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
長坂正彦	株式会社ワイ・シー・シー代表取締役社長 第四十二・四十三・四十四・四十五期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十九年七月三日
望月等	山梨県労働委員会事務局長	令和七年四月十六日
藤森淳	山梨県労働委員会事務局次長	令和七年四月十六日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番